

## 小規模多機能型居宅介護

### 介護予防小規模多機能型居宅介護

ライフケア<sup>なごみ</sup>和霽（本体）、明和<sup>あけわ</sup>（サテライト）

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

（ 名古屋市指定 和霽 第 2391300072 ）

（ 名古屋市指定 明和 第 2391300205 ）

当事業所は利用者に対して、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 34 号第 88 条（準用）第 9 条に基づいて、当事業所が説明すべき重要事項は次のとおりです。

当サービスの利用は、原則として介護認定の結果「要支援」・「要介護」と認定された方が対象となります。

## 1. 事業者の概要

法人名称	LCみおつくし株式会社
法人所在地	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3210 番地 2
代表者名	代表取締役 安部 明生
電話番号	052-739-0155

介護保険法令に基づき、愛知県知事または名古屋市長から指定を受けている事業所名称および指定番号	
グループホームみおつくし	指定事業者番号 2371300191
グループホーム桜楽	指定事業者番号 2371300720
グループホーム安楽樹 (やすらぎ)	指定事業者番号 2371301090

## 2. 事業所の概要

事業所の名称	ライフケア和濤 (なごみ) 本体事業所
指定事業者番号	2391300072
所在地	名古屋市守山区笹ヶ根一丁目 101 番地
電話番号	052-737-8688
営業日	年中無休
営業時間 (訪問サービス) (通いサービス) (宿泊サービス)	24 時間 午前 9 時～午後 6 時 午後 6 時～翌朝 9 時

通常の事業の実施地域	守山区全域、北区全域、東区全域
登録定員	24 人
利用定員 (通いサービス) (宿泊サービス)	12 人/一日 9 人/一日
*当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービスまたは宿泊サービスの提供ができない日がありますので、ご了承ください。	

事業所の名称	小規模多機能型居宅介護 明和（あけわ）サテライト事業所
指定事業者番号	2391300205
所在地	名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3210 番地の 57
電話番号	052-736-6400
営業日	年中無休
営業時間（訪問サービス） （通いサービス） （宿泊サービス）	24 時間 午前 9 時～午後 6 時 午後 6 時～翌朝 9 時

通常の事業の実施地域	守山区全域、北区全域、東区全域
登録定員	18 人
利用定員（通いサービス） （宿泊サービス）	9 人/一日 6 人/一日
*当事業所は、原則として利用申込に応じますが、ご登録をいただいている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービスまたは宿泊サービスの提供ができない日がありますので、ご了承ください。	

### 3. 事業の目的

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、利用者が自宅で可能な限り暮らしていけるよう生活支援を目的として、通い・訪問・宿泊の各サービスを柔軟に組み合わせて、サービス提供をします。

### 4. 事業の運営方針

利用者一人一人の人権を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域住民との交流や参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、通い・訪問・宿泊の各サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。

### 5. 従業者の職種、員数および勤務の体制

従業者の職種	資格	員数	勤務の体制
管理者	介護支援専門員	1 名	常勤兼務

	介護福祉士		午前 8 時～午後 5 時
介護従業者	介護福祉士やヘルパー 2 級等	15 名	常勤専従、非常勤専従 早番、日勤、遅番、夜勤の 4 交代制 業務上支障が無ければ明和との兼務あり
介護支援専門員	介護支援専門員	1 名	常勤兼務 午前 8 時～午後 5 時
看護職員	看護師または准看護師 和滯 1 名 明和 1 名	2 名	常勤専従 午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

## 6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスは、以下のものになります。

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるサービスの場合。
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただくサービスの場合。

### (1) 介護保険の給付の対象となるサービス

#### <通いサービス>

- ①食事の提供および見守り、介助を行います。
- ②入浴または清拭を行います。
- ③衣服の着脱、洗髪、洗身の見守りや介助を行います。
- ④排泄の介助、援助を行います。
- ⑤利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。
- ⑥バイタルチェック等、利用者の身体状態の把握を行います。
- ⑦利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

#### <訪問サービス>

利用者のご自宅を訪問し、食事・入浴・排泄等の日常生活上のお世話や機能訓練を提供します。

ただし訪問サービス時、次に該当する行為は致しません。

- ①医療行為
- ②利用者またはその家族等からの金銭もしくは物品の授受
- ③飲酒および利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ④利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑤その他、契約者もしくはその家族等が行う迷惑行為

<宿泊サービス>

事業所に宿泊していただき、食事・入浴・排泄等の日常生活上の世話や、機能訓練を提供します。

<サービス利用料金>

通い・訪問・宿泊（いずれも介護費用分）全てを含んだ1か月ごとの包括費用（定額制）となります。なお、介護報酬上の額として法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とします。

（同一建物居住者以外に小規模多機能居宅介護を行う場合）（1割負担の方）

要支援1	約 3,736 円/月	3,450 単位/月
要支援2	約 7,550 円/月	6,972 単位/月
要介護1	約 11,326 円/月	10,458 単位/月
要介護2	約 16,645 円/月	15,370 単位/月
要介護3	約 24,214 円/月	22,359 単位/月
要介護4	約 26,725 円/月	24,677 単位/月
要介護5	約 29,467 円/月	27,209 単位/月

（同一建物居住者以外に小規模多機能居宅介護を行う場合）（2割負担の方）

要支援1	約 7,472 円/月	3,450 単位/月
要支援2	約 15,101 円/月	6,972 単位/月
要介護1	約 22,652 円/月	10,458 単位/月
要介護2	約 33,291 円/月	15,370 単位/月
要介護3	約 48,429 円/月	22,359 単位/月
要介護4	約 53,450 円/月	24,677 単位/月
要介護5	約 58,934 円/月	27,209 単位/月

（同一建物居住者以外に小規模多機能居宅介護を行う場合）（3割負担の方）

要支援1	約 11,208 円/月	3,450 単位/月
要支援2	約 22,651 円/月	6,972 単位/月
要介護1	約 33,978 円/月	10,458 単位/月
要介護2	約 49,937 円/月	15,370 単位/月
要介護3	約 72,644 円/月	22,359 単位/月

要介護 4	約 80,175 円/月	24,677 単位/月
要介護 5	約 88,401 円/月	27,209 単位/月

(同一建物居住者に小規模多機能居宅介護を行う場合) (1割負担の方)

要支援 1	約 3,367 円/月	3,109 単位/月
要支援 2	約 6,802 円/月	6,281 単位/月
要介護 1	約 10,205 円/月	9,423 単位/月
要介護 2	約 14,998 円/月	13,849 単位/月
要介護 3	約 21,815 円/月	20,144 単位/月
要介護 4	約 24,078 円/月	22,233 単位/月
要介護 5	約 26,550 円/月	24,516 単位/月

(同一建物居住者に小規模多機能居宅介護を行う場合) (2割負担の方)

要支援 1	約 6,734 円/月	3,109 単位/月
要支援 2	約 13,604 円/月	6,281 単位/月
要介護 1	約 20,410 円/月	9,423 単位/月
要介護 2	約 29,996 円/月	13,849 単位/月
要介護 3	約 43,631 円/月	20,144 単位/月
要介護 4	約 48,156 円/月	22,233 単位/月
要介護 5	約 53,101 円/月	24,516 単位/月

(同一建物居住者に小規模多機能居宅介護を行う場合) (3割負担の方)

要支援 1	約 10,101 円/月	3,109 単位/月
要支援 2	約 20,406 円/月	6,281 単位/月
要介護 1	約 30,615 円/月	9,423 単位/月
要介護 2	約 44,995 円/月	13,849 単位/月
要介護 3	約 65,447 円/月	20,144 単位/月
要介護 4	約 72,234 円/月	22,233 単位/月
要介護 5	約 79,652 円/月	24,516 単位/月

(短期利用居宅介護費 1日につき) (1割負担の方)

要支援 1	約 459 円/日	424 単位/日
要支援 2	約 575 円/日	531 単位/日
要介護 1	約 619 円/日	572 単位/日
要介護 2	約 693 円/日	640 単位/日
要介護 3	約 767 円/日	709 単位/日

要介護 4	約 841 円/日	777 単位/日
要介護 5	約 912 円/日	843 単位/日

(短期利用居宅介護費 1日につき) (2割負担の方)

要支援 1	約 918 円/日	424 単位/日
要支援 2	約 1,150 円/日	531 単位/日
要介護 1	約 1,238 円/日	572 単位/日
要介護 2	約 1,386 円/日	640 単位/日
要介護 3	約 1,535 円/日	709 単位/日
要介護 4	約 1,682 円/日	777 単位/日
要介護 5	約 1,825 円/日	843 単位/日

(短期利用居宅介護費 1日につき) (3割負担の方)

要支援 1	約 1,377 円/日	424 単位/日
要支援 2	約 1,725 円/日	531 単位/日
要介護 1	約 1,858 円/日	572 単位/日
要介護 2	約 2,079 円/日	640 単位/日
要介護 3	約 2,303 円/日	709 単位/日
要介護 4	約 2,524 円/日	777 単位/日
要介護 5	約 2,738 円/日	843 単位/日

- 短期利用以外の利用は月毎の包括料金のため、利用者の体調不良等で小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用日数が少なかった場合、または多かった場合でも日割りでの減額や増額はいたしません。
- 月途中で登録または登録を終了した場合は、登録期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」および「登録終了日」とは、以下の日をさします。  
登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い・訪問・宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日。
- 利用者に提供する食事および宿泊にかかる費用は別途ご負担いただきます。  
(「介護保険の給付対象とならないサービス」参照)
- 介護保険の給付額に変更があった場合、変更された額にあわせて利用者の負担額を変更します。

<加算について>

○下記の加算のうち、当事業所に該当するものについてご負担をいただきます。

① 初期加算

当事業所に登録してから起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり自己負担が必要となります。30日以上入院をされた後に再びサービスを開始した場合も同様です。

初期加算	約 33 円/日 (1割負担の方)	30 単位/日
	約 65 円/日 (2割負担の方)	
	約 97 円/日 (3割負担の方)	

② 認知症加算

認知症登録者に対し、小規模多機能型居宅介護を行った場合

認知症加算 (Ⅰ)	約 996 円/月 (1割負担の方) 約 1,992 円/月 (2割負担の方) 約 2,988 円/月 (3割負担の方)	920 単位/月
認知症加算 (Ⅱ)	約 963 円/月 (1割負担の方) 約 1,927 円/月 (2割負担の方) 約 2,891 円/月 (3割負担の方)	890 単位/月
認知症加算 (Ⅲ)	約 823 円/月 (1割負担の方) 約 1,646 円/月 (2割負担の方) 約 2,469 円/月 (3割負担の方)	760 単位/月
認知症加算 (Ⅳ)	約 498 円/月 (1割負担の方) 約 996 円/月 (2割負担の方) 約 1,494 円/月 (3割負担の方)	460 単位/月

③ 認知症行動・心理症状緊急対応加算 (短期利用居宅介護費を算定する場合のみ算定)

認知症行動・心理症状緊急対応加算 (7日間を限定)	約 216 円/日 (1割負担の方) 約 433 円/日 (2割負担の方) 約 649 円/日 (3割負担の方)	200 単位/日
---------------------------	--	----------

④ 看護職員配置加算

常勤換算で一名以上の看護職員を配置している場合

看護職員配置加算 (Ⅰ)	約 975 円/月 (1 割負担の方) 約 1,949 円/月 (2 割負担の方) 約 2,924 円/月 (3 割負担の方)	900 単位/月
看護職員配置加算 (Ⅱ)	約 758 円/月 (1 割負担の方) 約 1,516 円/月 (2 割負担の方) 約 2,274 円/月 (3 割負担の方)	700 単位/月
看護職員配置加算 (Ⅲ)	約 520 円/月 (1 割負担の方) 約 1,040 円/月 (2 割負担の方) 約 1,559 円/月 (3 割負担の方)	480 単位/月

⑤ 看取り連携体制加算 (一日につき)

看取り連携体制加算	約 69 円/日 (1 割負担の方) 約 139 円/日 (2 割負担の方) 約 208 円/日 (3 割負担の方)	64 単位/日
-----------	--	---------

⑥ 訪問体制強化加算

訪問体制強化加算	約 1,083 円/月 (1 割負担の方) 約 2,166 円/月 (2 割負担の方) 約 3,249 円/月 (3 割負担の方)	1,000 単位/月
----------	---	------------

⑦ 総合マネジメント体制強化加算

総合マネジメント体制 強化加算 (Ⅰ)	約 1,299 円/月 (1 割負担の方) 約 2,599 円/月 (2 割負担の方) 約 3,898 円/月 (3 割負担の方)	1,200 単位/月
総合マネジメント体制 強化加算 (Ⅱ)	約 866 円/月 (1 割負担の方) 約 1,732 円/月 (2 割負担の方) 約 2,599 円/月 (3 割負担の方)	800 単位/月

⑧ サービス提供体制強化加算

各種資格者等が一定割合雇用されている場合

小規模多機能型居宅介護費を算定の場合 サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) 1 月につき	約 812 円/月 (1 割負担の方) 約 1,624 円/月 (2 割負担の方) 約 2,436 円/月 (3 割負担の方)	750 単位/月
--	---	----------

小規模多機能型居宅介護費を算定の場合 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 1月につき	約 693 円/月（1割負担の方） 約 1,386 円/月（2割負担の方） 約 2,079 円/月（3割負担の方）	640 単位/月
小規模多機能型居宅介護費を算定の場合 サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1月につき	約 379 円/月（1割負担の方） 約 758 円/月（2割負担の方） 約 1,137 円/月（3割負担の方）	350 単位/月
短期利用居宅介護費を算定の場合 サービス提供体制強化加算（2）の（一） 1日につき	約 27 円/日（1割負担の方） 約 54 円/日（2割負担の方） 約 81 円/日（3割負担の方）	25 単位/日
短期利用居宅介護費を算定の場合 サービス提供体制強化加算（2）の（二） 1日につき	約 22 円/日（1割負担の方） 約 45 円/日（2割負担の方） 約 68 円/日（3割負担の方）	21 単位/日
短期利用居宅介護費を算定の場合 サービス提供体制強化加算（2）の（三） 1日につき	約 12 円/日（1割負担の方） 約 25 円/日（2割負担の方） 約 38 円/日（3割負担の方）	12 単位/

⑨ 生活機能向上連携加算

生活機能向上連携加算（Ⅰ）	約 108 円/月（1割負担の方） 約 216 円/月（2割負担の方） 約 325 円/月（3割負担の方）	100 単位/月
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	約 216 円/月（1割負担の方） 約 433 円/月（2割負担の方） 約 650 円/月（3割負担の方）	200 単位/月

⑩ 若年性認知症利用者受け入れ加算

若年性認知症利用者受け入れ加算 （小規模多機能型居宅介護）	約 866 円/月（1割負担の方） 約 1,732 円/月（2割負担の方） 約 2,599 円/月（3割負担の方）	800 単位
若年性認知症利用者受け入れ加算 （介護予防小規模多機能型居宅介護）	約 487 円/月（1割負担の方） 約 974 円/月（2割負担の方） 約 1,462 円/月（3割負担の方）	450 単位

⑪ 生産性向上推進体制加算

生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	約 108 円/月（1割負担の方） 約 216 円/月（2割負担の方） 約 325 円/月（3割負担の方）	100 単位
----------------	---	--------

生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	約 10 円/月（1 割負担の方）	10 単位
	約 21 円/月（2 割負担の方）	
	約 32 円/月（3 割負担の方）	

⑫ 口腔・栄養スクリーニング加算（1 回につき 20 単位 6 月に 1 回を限度）

口腔・栄養スクリーニング加算	約 21 円/回（1 割負担の方）
	約 43 円/回（2 割負担の方）
	約 64 円/回（3 割負担の方）

⑬ 科学的介護推進体制加算（1 月につき 40 単位）

科学的介護推進体制加算	約 43 円/月（1 割負担の方）
	約 86 円/月（2 割負担の方）
	約 129 円/月（3 割負担の方）

<名古屋市独自報酬加算>

⑭ 安否確認加算に関する取り組み（1 月につき 200 単位）

安否確認に関する取り組み	約 216 円/月（1 割負担の方）
	約 433 円/月（2 割負担の方）
	約 650 円/月（3 割負担の方）

⑮ 栄養指導・機能訓練・口腔機能ケア等への取り組み（1 月につき 200 単位）

栄養指導・機能訓練・口腔機能ケア等への取り組み	約 216 円/月（1 割負担の方）
	約 433 円/月（2 割負担の方）
	約 650 円/月（3 割負担の方）

⑯ アンケート調査によるサービス改善への取り組み（1 月につき 200 単位）

栄養指導・機能訓練・口腔機能ケア等への取り組み	約 216 円/月（1 割負担の方）
	約 433 円/月（2 割負担の方）
	約 650 円/月（3 割負担の方）

⑰ 地域住民との交流に関する取り組み（1 月につき 200 単位）

栄養指導・機能訓練・口腔機能ケア等への取り組み	約 216 円/月（1 割負担の方）
	約 433 円/月（2 割負担の方）
	約 650 円/月（3 割負担の方）

⑱ 地域生活を支援する体制への取り組み (1月につき 200 単位)

栄養指導・機能訓練・口腔	約 216 円/月 (1割負担の方)
機能ケア等への取り組み	約 433 円/月 (2割負担の方)
	約 650 円/月 (3割負担の方)

⑲ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ)	1月あたり 所定単位×149/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅱ)	1月あたり 所定単位×146/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅲ)	1月あたり 所定単位×134/1000
介護職員処遇改善加算 (Ⅳ)	1月あたり 所定単位×106/1000

※所定単位は、サービス利用料金+①~⑱までにより算定した単位数の合計  
 ※介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・ベースアップ  
 加算が1つにまとめられました。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金全額が利用者のご負担となります。

ライフケア和滞 (本体事業所)

- ① 食事代 朝食 400 円/日 昼食 500 円/日 夕食 500 円/日
- ② 宿泊代 2,070 円/一泊
- ③おやつ代 100 円/日
- ④おむつ代 アメニティ用品の専門業者に委託しています
- ⑤通常の実施地域以外の送迎を希望される場合は、守山区・北区・東区の各区境より 1 km につき 100 円の送迎費をご負担いただきます。
- ⑥その他ご負担が相当と思われる費用

小規模多機能型居宅介護 明和 (サテライト事業所)

- ① 食事代 朝食 400 円/日 昼食 500 円/日 夕食 500 円/日
- ②宿泊代 2,170 円/一泊
- ③おやつ代 100 円/日
- ④おむつ代 アメニティ用品の専門業者に委託しています。
- ⑤通常の実施地域以外の送迎を希望される場合は、守山区・北区・東区の

各区境より 1 km につき 100 円の送迎費をご負担いただきます。

⑥その他ご負担が相当と思われる費用

(3) 利用料金のお支払方法

ご利用料金は月末締めで原則毎月 13 日に口座引き落としとさせていただきます。口座引き落としでない場合は毎月 13 日までに、銀行振込みでお支払ください。(振込先は請求書でご連絡します。)

(4) 小規模多機能型居宅介護計画について

利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するため、利用者やご家族と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、また、その実施状況を評価します。計画の内容および評価結果等は適時または原則 3 カ月に 1 回見直し、書面に記載して説明の上交付します。なお、契約完結日から 5 年間保存いたします。

(5) サービス提供の記録

提供したサービスについては、そのつど「サービス提供記録」に記録保管し、定期的に交付します。なお、この記録は契約完了日から 5 年間保存します。

## 7. 秘密保持と個人情報の保護について

(1) 利用者およびその家族に関する秘密保持

事業者および従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を保持するために雇用契約の内容にその旨を含むものとします。また、その者が退職後もこれらの秘密を保持すべき旨を契約書に記載することとします。

(2) 個人情報の使用・提供に関して

事業者はやむを得ない場合、利用者および家族の個人情報を必要最小限の範囲内で使用・提供・収集をします。

## 8. 運営推進会議

当事業所では、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、

その内容について評価・要望・助言を受けるため、運営推進会議を設置します。

## 9. 虐待・身体拘束に関して

虐待防止・身体拘束等のための指針を整備し、適切に実施するための担当者を決め、対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。従業者に対し、虐待防止・身体拘束等のための研修を定期的実施します。

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には、事前に十分な説明の上、利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 10. ハラスメントについて

事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ・身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ・個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ・意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止会議等により、同様案件が発生しない為の再発防止策を検討します。

職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

## 11. 業務継続計画について

業務継続に向けた取組の強化について

感染症等や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定、必要な研修・訓練を定期的

に実施し、定期的に業務継続計画の見直しも行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

## 1 2. 衛生管理について

感染症等の予防及び蔓延防止の為の対策の指針の整備や委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底します。

設備及び備品等について衛生的な管理に努め、従業者の清潔の保持及び健康状態についても必要な管理を行います。

感染症等の予防及び蔓延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施します。

## 1 3. サービス提供に関する相談・苦情の受付

当事業所では相談や苦情に関する窓口を設けております。

受付窓口      管理者      山本 晃司      052-739-0155

その他、名古屋市または愛知県国民健康保険連合会でも受け付けております。

名古屋市健康福祉局介護保険課      052-959-3087

愛知県国民健康保険連合会      052-971-4165

## 1 4. 協力医療機関

当事業所では、体調の急変等に備えて下記の医療機関と連携体制を敷いています。

医療法人 AGRIE MED AGREE CLINIC なごや 名古屋市守山区川東山 2515

(メドアグリクリニック なごや)

昭和在宅クリニック 名古屋市昭和区川名本町1丁目 47-2 レイナビル 1F

守山いつき病院 名古屋市守山区守山二丁目 18 番 22 号

山田歯科医院 名古屋市守山区深沢一丁目 1801 番地 1

中田歯科 春日井市神屋町 2298-149

## 1 5. 非常災害対策

当事業所は、防火管理者を定め、非常災害に関する防火、防災計画を作成し、非常災害に備えるため定期的に避難救出訓練を行います。

## 16. その他留意事項

- ① 所持金品は自己の責任で管理してください。
- ② 他の利用者の迷惑となる行為はご遠慮ください。
- ③ 事業所内の設備や機器は本来の用法に従ってご利用ください。  
これに反したご利用により破損等が生じた場合は弁償して頂く場合があります。
- ④ 事業所内での他の利用者に対する、宗教活動および政治活動はご遠慮ください。

令和 年 月 日

当事業所は、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始にあたり、本書面に基づいて上記重要事項の説明を行いました。

事務所所在地 名古屋市守山区笹ヶ根1丁目101番地

事業所名 ライフケア 和滯（本体事業所）

事業所所在地 名古屋市守山区大字吉根字太鼓ヶ根 3210-57

事業所名 小規模多機能型居宅介護 明和（サテライト事業所）

説明者氏名 管理者 山本 晃司 (印)

本書面に基づいて事業者から説明を受け、小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意します。

利用者 住所

氏名

代筆者 住所

氏名